

状況報告書についてのお知らせ（長期優良住宅認定）

軽微な変更があった場合は、状況報告書で報告してください。

1 書類構成

- ① 状況報告書（第5号様式（第9条関係））
- ② 委任状
- ③ 説明書類（軽微な変更を説明する書類）

注意事項は次のとおりです。

- ①の注意事項：「4 報告の内容」は概要を記載してください。詳細は説明書類としてください。
- ②の注意事項：窓口で認定計画実施者が書類提出する場合は不要です。それ以外は必要となります。
- ③の注意事項：次の「2 説明書類の例」を参照してください。

2 説明書類の例

(1) 計画変更があったが、確認書等の取り直しは不要とされる場合

- ① 評価機関による上記内容を証明する旨が記載された書類
- ② 建築基準法の計画変更があった場合は、計画変更の確認済証の写し及び確認申請書
- ③ 建築基準法の軽微変更があった場合は、軽微変更説明書
- ④ 変更後図面、変更前図面（変更箇所がわかるように着色など）
- ⑤ ①が無い場合は、設計者が上記内容を証明する旨の記載（記名付）

(2) 申請敷地の地名地番が変更になった場合

次のいずれかで変更がわかるもの

公図、登記簿謄本、地積測量図

注意事項：変更認定申請に合わせて報告を行う場合は、変更認定申請書の住宅の位置に変更前と変更後の地番を記載し、説明書類を添付してください。状況報告書の提出が不要となります。

(3) 認定計画実施者氏名が、結婚等により変わった場合

説明書類不要（状況報告書の「4 報告の内容」に概要を記載）

3 備考

工事完了報告の前にまとめた提出をお願いします。

委任状、説明書類は写しで構いません。